

進路だより



富岡特別支援学校
移行支援部 No. 3
令和 5 年 7 月 1 8 日

高等部 3 年生で行う進路関係の手続き

卒業後の進路を決めて行くにあたって、高等部 3 年生はいろいろな手続きを行っていきます。今回は、高等部 3 年生で行う進路関係の手続きについて紹介します。

○福祉事業所の利用申込

生活介護や就労継続支援（A 型・B 型）、就労移行支援などの各種福祉事業所を卒業後に利用を希望される人は、9 月 1 日～11 月 10 日までの期間に、お住まいの市町村の福祉課に、「利用申込書」を提出します。実習や見学をしたこのとのある事業所を第 3 希望まで記入することができます。例年、年明け頃に利用事業所が決まります。定員の空き状況によっては第 3 希望になることもあります。実習等で事前に空き状況を確認するようにしています。



○求職登録と重度判定について

特例子会社を含む一般企業や雇用契約を結ぶ就労継続支援 A 型事業所を希望される人は、求職登録と重度判定を行います。こちらは、夏休みの特定の日にハローワーク富岡と群馬障害者職業センターの方が学校に来てくださるので、学校で行うことができます。



ハローワークに求職登録することで、求人票に応募することができるようになります。本校では、一般に公開されている求人に応募するのではなく、実習をして良い評価をいただいた会社から、学校指定の非公開の求人を出していただき（一部例外あり）、そちらに応募することになります。



重度判定は、職業上の重度かどうかを判定します。療育手帳の判定における『重度』とは異なります。作業能力や社会生活能力等が判定されます。この判定で重度と判定された方を雇用すると制度上、事業主側にメリット（障害者雇用が 2 人分のカウントになる）があるので、雇用へのハードルが低くなり、結果的に就労の可能性が高まります。重度と判定されることで不利益なことは決してありませんのでご安心ください。

○進路ガイダンスについて

9 月 12 日（火）13:30～14:45 に進路ガイダンスを行います。作業療法士の吉岡先生から、「自分らしい生活ー作業療法士の視点からー」というテーマで、将来の社会生活の QOL 向上に向けた支援についてのお話をいただきます。高等部だけでなく、小中学部の児童生徒も対象にしたお話ですので、小中学部の保護者の方もぜひご参加ください。



申込はこちら↑からもできます。
9 月 1 日（金）へ

○進路について関心のあることをお知らせください

昨年度から、こちらのコーナーで、近隣の福祉事業所の紹介をさせていただいていますが、今後、取り上げてほしい事業所（過去に掲載された事業所は除く ※Web ページのバックナンバーからご確認ください）や進路関連トピックスがございましたら、こちらの QR コードのアンケートからお知らせください。

アンケートはこちら↓



昨年度の進路だよりの
バックナンバーはこちら↑